

第132号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の38の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表の38の2の項の1中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表の43の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表の45の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表の46の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 準中型自動車免許に係る再試験 | 1 件につき 2,000円<br>( 道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円 ) |
|------------------|---|

別表第1の49の項の4を次のように改める。

|                |
|----------------|
| 4 法第108条の2第1項第 |
|----------------|

|   |                      |
|---|----------------------|
| 4号に掲げる講習  |                      |
| (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） | 講習 1 時間につき<br>4,100円 |
| (2) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）                                     | 講習 1 時間につき<br>3,400円 |
| (3) 普通自動車免許に係る講習  | 講習 1 時間につき<br>2,450円 |

別表第 1 の49の項の10を次のように改める。

|                               |                      |
|-------------------------------|----------------------|
| 10 法第108条の 2 第 1 項第 10号に掲げる講習 |                      |
| (1) 準中型自動車免許に係る講習             | 講習 1 時間につき<br>2,150円 |
| (2) 普通自動車免許に係る講習              | 講習 1 時間につき<br>2,050円 |
| (3) 大型自動 2 輪車免許に係る講習          | 講習 1 時間につき<br>2,700円 |
| (4) 普通自動 2 輪車免許に係る講習          | 講習 1 時間につき<br>2,550円 |
| (5) 原動機付自転車免許に                | 講習 1 時間につき           |

係る講習

2,400円

別表第1の49の項の12を次のように改める。

12 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

- |  |        |  |
|--|--------|--|
| (1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） | 1講習につき | 4,650円   |
| (2) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）            | 1講習につき | 4,650円<br>（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下この項において「施行規則」という。）第39条の基準に該当するものにあつては、7,550円） |
| (3) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けて   | 1講習につき | 5,650円   |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>いる者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>  |  |  |
| <p>(4) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p> | <p>1 講習につき 2,000円</p>  |  |
| <p>(5) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>            | <p>1 講習につき 2,000円<br/>（当該認知機能検査の結果が施行規則第39条の基準に該当するものにあつては、4,300円）</p> |  |
| <p>(6) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づい</p>                                     | <p>1 講習につき 2,400円</p>  |  |

て行うものに限る。)

別表第1の49の項の13中「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）」を「施行規則」に改める。

別表第2の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表の備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第3の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表の備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の警察に関する手数料条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、同表の46の項の1中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表の49の項の10中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

- (1) 改正法附則第2条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法によ

る改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の普通自動車免許を受けている者

(2) 改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

3 改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第101条第1項の更新期間が満了する日（新法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日が改正法の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する新法第101条の4第1項の規定により行われる講習に係る手数料については、新条例別表第1の49の項の12の規定にかかわらず、なお従前の例による。